

【論説】

『国のすがた』が示す姿

—下田歌子の教科書「編纂」とその意味—

谷川 穰

はじめに

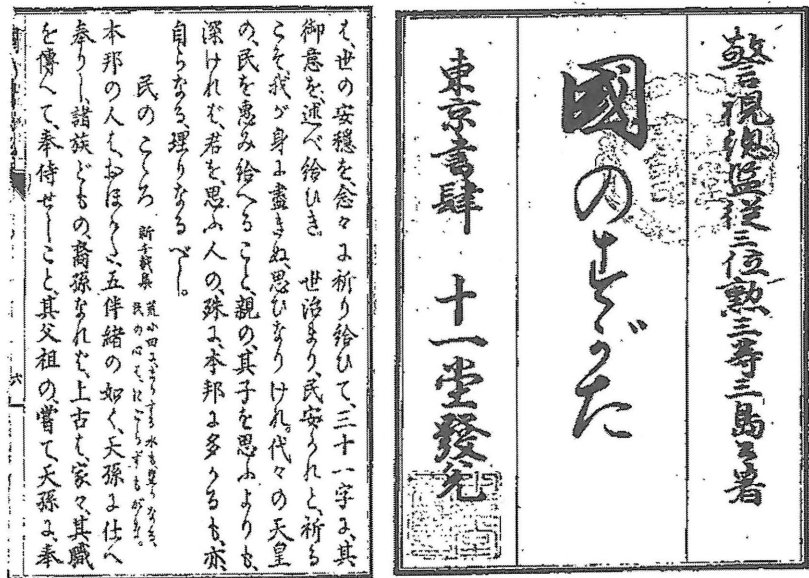
本稿は、一八八七年に出されたある「教科書」の編纂・刊行をめぐる動向を、その主役となつた華族女学校学監、教育者として著名な下田歌子（一八五四―一九三六）を中心に辿るものである。

その「教科書」とは、内容的に「後の国定教科書に影響を与えたと思われるところが少なくない」と評される忠君愛国・国体擁護を基軸とした修身書『国のすがた』である。^①【写真一】「総論」（一―三丁）、「君のめぐみ」（三―六丁、天祖の恵み・歴朝の仁慈・民の煙り・寒夜の御衣・後醍醐天皇の御製）、「民のこころ」（六―二七丁、邦人の祖先・朝敵必滅の諺・君を招ける領巾・執はれ人の孤忠・海外の服従・弘安の武断・宇佐宮の神勅・秋思の詩・如意輪堂の過去帳・聖武天皇の詔）の三部構成と

なっている。著名な天皇の事績や山田長政・北条時宗・豊臣秀吉らの海外雄飛、平将門や道鏡の野望と「朝敵必滅」、楠木正成らの天皇への忠義などが順不同で記された、序文等含め四〇丁弱の冊子である。定価一七銭、「自序」の日付は一八八六年二月、奥付には版權免許は翌年二月三日、開板は三月、とある。

文部省による教科書検定制度が開始する一八八六年から、教育勅語発布の翌年である一八九一年まで、小学校の修身科の教科書はまだ検定の対象となっていなかった。そうした時期に編まれた修身書が教科書としての流布を意図される際、いかなる紆余曲折を経るのか。その特質がよく見出せる事例を、編纂に関わった主要人物に焦点をあて眺めてみる、というのが本稿の狙いである。

周知の通り、現在、日本の初等・中等教育の教科書は検定制



【写真 1】『国のすがた』扉と本文（六丁表）（国立国会図書館所蔵）

のものにある。もちろん、一九〇三年にはじまる教科書国定化、一九一一年の南北朝正閏論争、総力戦体制下における「皇国の道」

の注入から、一転して一九四七年教育基本法制定をはじめとする教育改革のもとで検定制となつた過程を踏まれば、国定以前の検定を安易なアナロジーで捉えることはできない。しかも、家永教科書裁判という経験、そして二〇〇六年一月の基本法全文改定・二〇〇九年の教科用図書検定基準制定・改定へと至る現在と、明治中期の「検定」制度整備の時期に出された同書の歴史的位位置とを対置することは、いささか乱暴ともいえる。とはいえ、教科書を編み、世に流通させ採用されていくに際して起こりうる事象については振り返り、何がしかの光を当てておくことは、今もって無益とは言えない状況にあることも確かだろう。二〇一一年に浮上した八重山教科書問題などに鑑みるに、今こそ、というべきかもしれない。

その素材となる『国のすがた』は、著者は表向き警視總監三島通庸であるが、「自序」中には実際の筆者として物集高見（帝国大学文科大学教授・国文学者）の名がみえる。序文は蔵相松方正義が寄せた。別の版ではさらに、題字に首相兼宮相伊藤博文、序文に内相山県有朋、跋文が宮中顧問官（一八八七年七月～九月に農相）土方久元と、政府のトップがずらりと名を連ねている。これを仕掛けたのが、もと宮中に出仕していた下田や、宮内省御歌所長の国学者・高崎正風だったのである。ある書籍に政府要人が序文を寄せることは当時決して珍しいことではないが、これほど多くの「お墨付き」を得ようとしたものは希有だろう。いかにしてこのよう

なものが成ったのであろうか。

先行研究にその答えを求めても、明瞭な回答は得られない。教科書制度史を論じるなかで梶山雅史と掛本勲夫が、また同じ一八八七年に下田が刊行した教科書『国文小学読本』に関わって山口典子⁸が、それぞれ触れてはいるが、立ち入った分析には及んでいない。おそらく一瞬の登場と霧消に映ってきた出来事ゆえに、触れられることすら稀であつたと思われるし、教育史的にも国家主義・良妻賢母主義の権化とみられる存在は、興味を引かない対象でもあつたのだらう。そして不思議なことに、下田の伝記類にも『国のすがた』についての記述が全く見当たらないのである。

ただし、上沼八郎により関係史料の翻刻(『国のすがた』につき下田歌子書簡)および同書全文⁹がなされている。収録された書簡は一部なので、それ以外にも下田以外の人物の書簡と合わせ読む必要がある。また、上沼翻刻の国会図書館所蔵本では著者「物集氏」の名が自序にみえるが、別の版ではそこが「学士某」となっている。いかなる事情によるのか、説明すべき点が残る。

求められるまっとうな問題として、教育勅語制定前夜の徳育の状況、国粹主義の興隆との関連、および宮中改革・掌握に精力をそそいだ伊藤博文らの動向とも重ねて考えることも必要となる。だがここでの主眼はその前段階の解明である。上沼も一部翻刻を手がけた「三島通庸関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)所収書簡などを改めて読み込み、『国のすがた』をめぐる推移をつぶさ

に見るという作業にひとまず力を注ぐ。その作業を踏まえて、顛末がもつ歴史の意味をいささか述べてみたい。なお「三島通庸関係文書」を引用する場合は()内で文書番号を記して示す。

一 文部省内での働きかけ——物集高見へ——

下田が「歌子」の名を名乗るようになったのは、一八七二(明治五年)より出仕した宮中で皇后美子(昭憲皇太后)に和歌の才能を見いだされ、その名を賜つたためだといふ¹¹。もともと美濃国岩村藩士平尾録蔵の娘・鉦^{せき}として生まれ、儒者の祖父・東条琴台と勤王の志士であつた父の維新政府出仕に従い、東京に出た。彼女は、八年間の宮中出仕のち、夫の看病がてら開いた私塾・桃天義塾で政府高官の妻や娘たちに古典や和歌を講じていた。その実績もあり、一八八五(明治一八年)一〇月創設の華族女学校に幹事兼教授として迎えられる。

下田が三島に宛てた書簡として残る最も古いものは、その同じ年の五月一八日付で、書肆十二堂の主人・長谷部仲彦¹²を紹介したものである(三一八一)。三島の娘六人が次々と桃天義塾・華族女学校に学んでいるところから、交流は福島県令から内務省土木局長へ転任する前年十一月のころには既にあつたと見てよい。ともに皇室中心の国家主義と、欧化に対する違和感を強くもつ点で、思想的に共鳴していたのは言うまでもなからう。一八八五年一二

月二八日の三島宛下田書簡には、伊藤首相の宮相兼任に關して、伊藤が推進する「開明進取」の性が、現状の日本社会にとつて「モルヒネ」となるかもしれない、との危惧が表明されている（三一八—一九）。しかし同じ日に、下田はその伊藤へも書簡を送っている。

彼〔物集高見〕は原来皇學者のかたがきあるものに候故、最初高崎正風の私に向つて教育の事には熟練の者故是非面会せよとの事なりしに、私答へて皇學者ならばあふとも格別の益もあるまじと答へて二ヶ月も延引致し居候所、和文学法則教授に致し度との事を書たる纒に三枚斗りの紙片を示されたるにや、信を起し、始めて面話致し候てかねて殿下より受たまはり候學術の目的と少しも替り不申、数多の著書の書きかけのもの皆西洋式に習ひたるに驚き、すべて文法なども彼の組立にならひ實際教授いたし試み候に、津田梅子の英學教授と一般よく時を減じ勞をはぶくの教へかたに叶ひ、大に便をおぼえ候。私考へ候には何卒彼教師任をとき編輯の任を以てせは大に益する所あらんと存じ、これは井上氏高崎氏も大賛成のよしに御座候。且本人も大臣に知られし事を得て、皇學者流からはじかれたる著書を公けにすることを得たる難有さに、為に死力を尽さんとまで思ひ居り候。何卒前条申如く位置を進ましめ被下、適當の事を御任し相成候は、必ず為すあるべしと存上候¹⁴。

ここで重要なのは、物集高見という書き手を得ていたことである。一八八五年末当時、物集の肩書きは東京大学文学部准講師兼宮内省御用掛であつた。下田は高崎から面会を勧められるも、國學者に会うことに氣乗りせず放つておいたところ、物集の文法教

授法の的確さは津田梅子（当時華族女學校の英語教員）ばりの無駄のなさ、書きかけの著書も西洋式の系統だつた解説のしかたであり、大変驚いた。下田は物集を一教師としてではなく、文部省の教科書編輯に加わらせるべきだと考え、井上毅や高崎からも同意を得た。これを伊藤へも訴えようとしたのであつた。この頃の下田は、バリバリの國粹主義者というイメージとは異なり、國學者に興味が無かつたこと、西洋式文法教育に關心があり、その点で津田梅子を高く評価していたことがうかがえる。實際物集はそうした文法には革新的な手法をとりいれており、下田の認識は正確だつたといえる。ただし、伊藤の華族女學校設立の目的が、華族を近代化ないし欧化により政府を護る存在に仕立てるといふ点にあつたことを、下田が知らないはずもない。下田としても、西洋流に偏りすぎないように映る伊藤の考え方に表面的には沿いつつ、一定のくさびを打ち込むべきと考えていたのである。物集は下田の目から見て、その点で格好の存在に映つた。

この要請を承けて、物集は一八八六年三月末日付で教科書檢定にも関わる役職である文部省参事官兼任¹⁵を命じられる。この頃から、下田は物集に華族女學校向けの教科書等の執筆を依頼しはじめた。そして『国のすがた』自序の記述に従えば、この年四月に『国のすがた』の執筆も物集に依頼したのである。

かくして一八八六年春までに、「モルヒネ」への不安を含みつつ首相伊藤をバックとして、下田・物集・高崎が教科書編輯に關

して画策するところがあつたのだが、それは文相森有礼の不興を買うことになった。同年五月二七日、伊藤が森へ、高崎の名で書かれた教科書編輯に関する意見書を廻送し、また文部省編輯局長・伊沢修二の人柄について注意を促す見解を示した。先行研究に拠れば、この意見書は森ではなく伊藤への直訴であり、民間出版業による教科書刊行を圧迫せぬように図るべく出されたものであった。従来文部省が編んだ教科書は府県が翻刻して大量に供給し、民間書肆へ脅威を与えていたが、森はそれを文部省から直接供給する形にすることを意図しつつあった。それは、『国のすがた』や華族女学校用の教科書（後述）の編纂・流通へ向けて動き出していた下田らにとっては、大きな障害になりかねないものだった。¹⁹

すると翌日、森は丁寧に、しかしそれとわかる牽制球を伊藤へ（そして下田らへ）投じてきた。

高崎・下田・物集ハ先頃親ク面会数次其況を問ひ益を覚候事不少、尚前途ニ望を属シ殊ニ物集ハ文部参事官兼任ニ付、何事ニ限ラス心添イタシ呉候事ト予期候処、教科書編輯の事件ニ関シテハ三人共ニ何ソ信ヲ置カサル次第アルヤ、近比ハ小生ニ向ヒ直ニ其意見又ハ忠告ヲ吐露スルヲ欲セスシテ頻ニ老台ヲ煩スノ状アルカ如シ、高崎、下田ハ兎も角、物集ハ小生ノ管轄内ニ在ル身ナレハ、文部省中ノ事務ニ付意見アルトキハ決シテ他人ニ向ヒ之ヲ吐露スルコトナク、其事ハ直ニ小生ヘ申演スヘキ役柄ノモノナリ、其之ヲ為サルハ必竟小生未タ官吏ヲ管理スルノ法ニ熟セサルニ歸スヘシ、彼は考フレハ小生ノ未練ヲ怨ムノ外ナク、尚前途ヲ思フハ憂慮甚深く懸念

の至りに候²⁰

担当省庁のトップである自分に直接意見するのではなく、伊藤という後ろ盾を頼る下田らに失望を示している。とりわけ部下であるはずの文部省参事官・物集の動きは問題であると、自らを責めているかのようにみせて、しっかりと遺憾の意を表明したのだ。これ以後しばらく、憲法草案に精力を傾けることもあり、伊藤の動きは見いだせなくなる。ただ下田の物集への信頼は揺らぐことなく、七月三日付書簡では、物集が帝国大学古典講習科の教え子たちの就職先斡旋を下田へ依頼し、それを下田が三島へ伝えるなどの便宜も図っていることがわかる（三二八―四）。

文部省は一八八六年五月一〇日、同年四月公布の小学校令第一三条に基づき「教科用図書検定条例」（文部省令第七号）を定め、教科書には文相の検定を経ることとした。同七月には、編輯局の検定作業で不適当な図書と認定されたものを、中村正直ら囑託の検査委員に回付して再度検討させるなど、体制の整備を進めた。²¹

しかし、そうした教科書検定の法整備がなされる中、物集は九月に文部省参事官の兼任を解かれ、書記官へと左遷されてしまう。物集は苛立ちを隠さず、今後の文部省と教育のあり方を憂慮して森への直談判を試みる。同年一月二二日付書簡では、まだ一人で訴える勇気がないので、下田を通じて高崎・三島へ共闘を申し入れているが、思いあまって蔵相松方正義へも相談したらしく、その様子を伊藤も案じていると述べる（三二八―三四）。下田は内輪

での処理を願ひ、高崎も「荊をかるハ栗子山の燧道を作る力が第一番なり」、すなわち福島県令時代に栗子山トンネルを開通させた豪腕の「愛国者」＝三島の力添えが必要との見解を示していた。だが物集は、省内での職場移転の際に机・椅子を放置される仕打ちをうけ、いよいよ文部次官辻新次への恨みを募らせ、同二六日に單身森のもとを訪れた。だが、全く相手にされずに終わつてしまふ（三二八―三三五）。この報に接した下田は、「到底この形勢にてハとても行き申まじく」と慨嘆する。唯一文部省内に職を持つ物集に期待をかけ、パイプ役として教科書採択に影響を及ぼそうという方策の頓挫を認識したのである（三二八―三三六）。

その渦中の物集は、文部省への憤懣をぶつけるかのように、『国のすがた』の草稿を書き上げる（三二八―六）。翌一二月前半のことであつた。

二 「教科書」となる『国のすがた』

一 下田の編纂意図

一八八六年二月一六日、下田は三島へ『国のすがた』草稿の写しを一冊回送、著者名・頒布方法については療養中の高崎の快復を待たうと相談を、と依頼した（三二八―六）。これが『国のすがた』の名の初出と思われる。同二〇日付の三島宛下田書簡にはこうある。

先日さし出し置候国のすがたの一条は、委細高崎様より御間取被遊候半と存、尚又著者も不日伺はれ候半とは存候へ共、臥床中種々の事共案じ、かの民権者流或ひは宗教党派などの中に日夜ゆだんなく勉強致し候様子を受玉はり候ては、一日も案じて居らるべきに無之、幸ひの御くはだて遠（近）きより速きに及ぼし細より大に至る諺の如く漸々国の元気を養ひたて申度、右に付各有力者の御評等は何卒御尽力にて、なるべく早く御こひ取被下度、且又総理大臣へはよき程の折を御見計ひ、先日愛国の心を養はざるを得ずと御打出被遊候ひし語をつぎて、かやうくにてこしらへ和漢洋の学者にも同意者多く候故、幸ひに御異論あらせられずば題字計をと閣下より御願ひ被下候はゞ大に好都合にやと存じ奉候（三二八―七）

編纂理由の一つは、民権派やキリスト教徒の動きに対抗し、「国の元氣」を涵養することにある。そのため一日も早く有力者のお墨付きを得たい、ついで伊藤への題字揮毫を頼む、と。さらに「教員歴史を好めば生徒もこれに移り、地学を好めば生徒もこれに移り、しかのみならず其教科書新著作の意の向ふ所へは則に生徒の心路も向ひ申候」とも追記しており、『国のすがた』を教科書として用いたいとの意図も明瞭である。ついで同二八日付書簡では、序文完成後に伊藤・山県へ全文を披露する予定とある（三二八―八）。また上記書簡からは、下田が好機とみたのは、伊藤がこの直前に愛国心養成の必要性を口にしていたためであつたとわかる。これが何を指し示すのかは明らかではないものの、欧化に偏る伊藤が愛国心教育について触れたことを、下田が驚きをもって迎えた

のは確かだろう。そこで、「和漢」のみならず「洋」の学者（津田梅子であろうか）にも賛同を得ていると畳みかけて、伊藤の協力を得ようとしたのである。

二 猛進する下田と三島・高崎・物集

明けて一八八七年一月四日、下田は高崎正風宛書簡で、華族女学校教員・色川園土について論評している。一八八九年には文部書記官となる色川は、どうやら教科書に関して彼らに意見を表明したとみえ、下田は高崎に色川への対処法を伝えている。傲慢な面もあるが味方にした方が得な人物、ただし『国のすがた』に話が及んだ場合は、三島と計画して書かせた未定稿である旨を告げ、三島の名前を出して意見を封じればよい、と下田は表明している（三二八—一〇）。すでに華族女学校の内部では『国のすがた』をめぐる議論があつたこと、そして味方は増やせど容喙は拒む、という強い意思もうかがえる。

他方高崎は、同郷たる薩摩出身の軍人へ『国のすがた』をアピールする動きを見せていた。同八日付の三島宛書簡で、高崎は陸軍少将野崎貞澄と教育談義をし、同書の趣旨を紹介したところ大賛成の様子、部下にも勧めると言うので下田にも引き合わせ一冊持ち帰らせた、海軍中将仁礼景範あたりににも勧めたい、と述べている（三七三—二六）。一二日付書簡でも高崎は、野崎と会うときはよろしく、と三島に言い添えている（三七三—二七）。三島はこの頃

熱海にて湯治中で二月六日によく帰京したが（三二八—一一）、実は重なる時期に下田も熱海に湯治滞在をしていた。そこで高崎からの連絡をうけて相談を重ねていたものと思われる。実際、二月七日には下田が、三島の「思召の箇条」を加筆するよう高崎に申し入れた旨、書簡で三島に伝えている。ここでは、法制局御用掛兼宮内省図書頭の井上毅、宮中顧問官の土方らにも閲読・修正意見を得て「大分よく成」ったとも記される（同前）。

その結果、同月末には本文がひとまず完成する。同二八日付三島宛書簡で下田は、松方正義の序文が未着だが本文の仮製本が届いたので評言を依頼し、さらに山県へも同じく評言を頂戴するよう伝えてほしいと三島に求めた。また伊藤へは先に見たように題字揮毫、山県へは松方と並び序文執筆の依頼も出し、両者の早いほうを採用したいと告げた。そしてこの頃版權許可も下り、刊行間近という雰囲気になつていた（三二八—一二）。三島は下田へ評言を示しさらなる書き換えを依頼したが、そのときには既に刷り上がってしまったっており、慌てた下田は版權を許可した山県内相へ日付変更を、物集には書き換えを大至急依頼することとなった。さらに下田は、地方官へも「御下命願ひ置候」つまり『国のすがた』の採用依頼を府県知事へ出す際に、三島の協賛も求めていた（三二八—一二）。

かような下田の猛進ぶりのなかで、三島が下田を通じて依頼していた書き換えとは、いかなることであつたか。三月一日付の三

島宛物集書簡には、「巻末書加へ候義唯今下田子より申参候間早速書試可申候」とある。最終的な完成版を参照するに、巻末に「字引」として本文中の難読熟語の読みを列挙することを指していたようにも思われるが、正確には判明しない。むしろここでは、物集の意気込みこそ目を引く。物集は同書に収める和歌も作成し、三味線などに合わせられるヴァージョンも作ったと述べる。さらに、童謡の改良版や祭文調のものをも視野に入れて「紅粉社中の輩がつまらぬ歌を歌ふを止めさせ、教育主義より風俗を一変させ度」と風俗改良の一助も意識していると告げていた。その背景には「近來疎暴之議論を筆記する書物」「処士横議之弊」があり、それを「兼て持論之愛国説」でもって防ぐ運動をしたい、その手始めが『国のすがた』の一般的普及、とくに歌舞音曲のなかに入っていくことだ（一九八二）。物集が下田と手を組んで執筆した意図はそこにあつたのである。

ならば物集は、まず教科書として伝播させ、さらに風俗改良にまで踏み込めると見ていたのだろうか。実はそうではなかった。

三 地方官へのアピールと下田・物集の同床異夢

翌二日付書簡で、下田は三島へ仮製本の返却を願い出、修正版との差し替えを急いでいる様子がうかがえる。その書簡で、滋賀県知事の中井弘へ『国のすがた』と、同時並行で物集と作成していた『国文小学読本』（後述）を採用してもらおうよう三島に依頼方願

い出ている（三二八一四）。こうした府県知事への推奨という方法については、すでに山県内相へ打診済みであつた。二月二日付書簡で、下田は山県へ宛て次のように述べていた。

これまでの小学読本は欧米に用ひる所のものと大に性質をことにして、すへて作文の眞の階梯なき故に、幾万の生徒冗費と徒らなる時間とを費し候こと故、眞の作文の階梯となり且側ら修身の初歩となるべき読本、物集と相語のうへ編纂に取かゝり候。二三の活眼者に相語致し候所何れも大賛成にて、此はもし一度思ふやうに出来たらんには全国の時間と費用とをはふくへしといはれ候故、たとへ私のか十分には参り不申候ともまづ一鞭をつけ候は、追々これに心つきてよき教科書にいで可申、左すれば先年未〔来力〕教育に苦慮致し候万ヶ一もかひ有こと、存候まゝ、若教育の御咄しの御序もあらせられ候は、県令様かたにも御もらし置被下度、此一点は具眼の御かたならば必ず御亮解被下候半と存上候²⁾

修身の初歩ともなる眞の作文用教科書編纂にとりかかつている旨、各府県の知事へもその情報を伝えてほしいと依頼している。この教科書は『国文小学読本』を指すかと思われるが、注目されるのは、府県知事への推薦という手段である。時期を見計らつて内相から直々に情報を流してもらうことで、単なる宣伝以上の成果が見込めると見たのだろう。周知の通り、採択は各府県での教科書会議にかかつていたので、地方行政の長に山県の推薦という形で売り込めれば、これほど有効なアピールはなかった。そしてこの読本を手がかりに、『国のすがた』という二の矢を打てるとの

目算もあつたと思われる。

のみならず、三島には『国のすがた』普及に関して、警視庁内への「内達」を行つた形跡がある（三月七日付三島宛下田書簡、三二八一五）。ただ、この時点では序文・題字が未入稿であつた。九日付の三島宛松方書簡には、八日夜に三島から改めて依頼をうけたことがうかがえる記述があるが（二七二一六）、序文の入稿はすぐには成らなかつたようで、同一日・一三日付の物集書簡にも松方への面会を求めたが果たせない旨の文言が見える（一九八三四）。伊藤に依頼していた題字が刷り上がるのは翌四月一〇日であるが、扉に記載する三島の名について「口述筆記」などの変更を加えるべく調整中なので、版權担当である内務次官芳川顕正ほか、各省への心添えを頼む、と下田は三島に申し入れている。ここでも府県知事へ「修身科の参考書」として『国のすがた』推薦口添えを依頼することは忘れていない（四月一〇日付三島宛下田書簡、三二八一六）。文部省は先述の通り一八八六年五月に教科用図書検定条例、そして一八八七年三月二五日に訓令第三号「公私立小学校教科用図書採定方法」²³を制定したばかりであつたが、検定によつて採択されない場合も出てくるとみたのだろうか、「参考書」という形でできるだけ広く使われるように、と配慮したものと考えられる。

他方、この段階で三島は、『国のすがた』の筆者名を、実際の著者たる物集としてよいかと文相森へ伺いを立てている。自身の

「口述筆記」とするかどうか、採択に向けて三島にも迷いが生じていたのだろうか。それへの返答は、物集にすると文部省官員の教科書編纂不関与の原則に外れるので、再度熟慮せよというものであつた（四月二日付三島宛森書簡、二〇〇一二）。下田は翌一三日、「誰々の名があると教科書に不適当」ということゆえ、これを奇貨として序文を外し、参考書でなく教科書とする方針を固めてくれと三島に依頼した。もともと、物集は教科書なら断る、という条件で執筆しているのでその点ご配慮を、とも述べている（三二八一七）。物集には、教科書ではなく平易な一般書を想定して書かせていたのである。教科書に関して森および文部省に煮え湯を飲まされている物集自身、先述のように、専ら欧化に抗すべく一般的普及・風俗改良を目指しての執筆であつた。

ということは『国のすがた』は、教科書としての流通も期してはいたものの、それへの意思統一はなされていなかったことになる。だがこの段階に至り、森が「具体的人名を外せば採択される」と図らずも教えてくれた、と雀躍した下田の一存で、教科書として刊行・流通させる方針が確認された。

『国のすがた』の教科書採用を希望する声は地方官吏よりも届く。四月一三日、福島県西白河郡長の富田通信という人物から三島へ届いた書簡には、『国のすがた』を高崎より一冊恵与された、忠君愛国の心情を学校生徒に広めるのに適切ななので、福島県知事上京の折ぜひ県下全域採用となるようご相談されたし、とあつた

同三三付の下田書簡では、高崎と刊行・頒布について相談し、段取りを決めたと述べられたあとで、山県から依然として届かない序文については第二版に収録するので構わないだろうとの見解が示されている（三三一一八）。この日までに、松方からは序文が届いていたことになる。そして同日付の高崎書簡には、『国のすがた』につき伊藤が森から、著者は誰でもよい、「凡例」における物集の名を某とか学士とかに変えてしまえば、そのままの文で結構、三島も名を引つ込めることはないとの連絡を受けたという。あわせて福島県知事折田へ同書の推薦・採用を願うことが記されている（三三七一一三）。

ここで、本稿冒頭に指摘した版の相違の理由も推測できよう。これ以前のヴァージョンでは物集が著者であることが明示され（国会図書館本）、以後に刷られた改訂版ないし実際の完成版では「学士某」となったのではないか（同志社大学本）、と【写真二】²³。そして物集の名前を伏せて教科書にする、ということが改めて明瞭になったと言えるし、折田への働きかけを三島にも期待していたこともうかがえる。さらに追って書きに、東京府学務課長の元田直と近々面話の予定であると述べられている点も見逃せない。東京府

あゝ、どうにも、一、二、三、と、一日、學士
某氏の訪ねたところ、件人の事をも、
語り、いづいて、此意、げを、物に、もち
は、て、よと、跳、つ、たり、一、二、三、と、四月の、

への食い込みを企圖していたことが垣間見えるからである。

実際、翌五月一八・一九日の両日、東京府知事高崎五六より府下教員へ向け、教育における愛国主義を標榜する示論が出されて⁽²⁶⁾おり、物集などはそれを元田直から聞いて弊風打破の好機と認識したという(一九八一五)。直接の因果関係はともかく、『国のすがた』刊行グループと東京府とが共鳴しあう状況が生まれていたことが見出される。

しかし同月一八日の高崎書簡では、現状では教科書としての刊

行は厳しく、頼るべき人が少ないとの情勢認識が述べられ(三七三―三七四)、高崎は下田宅を訪れて相談している。いったい何が厳しいというのだろうか。同日付下田書簡にはこうある。

只今高崎様御こしにていかゞの御咄にやと御たづね故、委細申上候所、伊沢氏などの謀略中々浅きことに無之故、まづ今一応面話致し候までは、文部大臣には御咄しのこと難く御断り置の方可然、且伊藤大臣へも私(下田)は至て御懇意の所なるに、何故直ちに咄さずして三嶋君に咄したるやと御考へにては宜しかるまじくと存候間、夫等もよく御注意願ひ度

(三二八―一九)

高崎は、文部省編輯局長伊沢修二らの「謀略」は侮れないため、森には絶対に話を漏らさぬよう、伊藤にも「なぜ私でなく三島とばかり相談するのか」と訝られぬように、と下田に注意を促している。これが何を意味するのかは明示されないが、『国のすがた』の教科書採用をめぐる困難を指していることは容易に想像がつく。教科書としての認定を伊沢や森に妨げられて、また大きな後ろ盾となるはずの伊藤にも三島との懇意がもとでヘソを曲げられては困るといのが、高崎の見解である。これを踏まえ同二九日、下田は三島に対して、伊藤へ助力を依頼していただきたい、と懇請している(三二八―二二)。下田が依頼すれば必ず賛同は得られるだろうが、また危ぶんで他の政府要人を頼ろうとしているのではないかと、と勘ぐられることへの不安からであった。

その後二か月ほど、『国のすがた』に関する書簡は見いだせず、

再び登場するのは七月末になってからである。七月三〇日、下田は三島に、府県教科書審査会議における『国のすがた』採用を希望し、その方法を述べている。ここでターゲットになっているのは、高崎がすでに手を打っていた東京府である。下田は言う。来月中旬に会議が始まるが、先般から三島の見込み通り『国のすがた』を府の修身書に採択されるようにしたい、しかもここで採用されれば五年ほど継続して使われることになる。そして、

誠に修身書中要用なる愛国の物、他には一部も無之候間、此期失ふべからずと存じ、ことに幸ひに修身書は検定も何も入不申候よし故、知事公と元田と承知なれば訳も有之まじく、此期を失ふ可らずと存、且知事より先日の御教示にも符合致し大に好都合と存候。且又一方より申候へば、如何に国の為にと申こゝろもちでも、我々とは違ひ長谷部はすでに書林なれば、警視へ非常に働き安直にをさめ候義、務にも幾分に報ひ遣し度、公私共に何卒此期には府に入候様にと乍御願希望致し候(三二八―二二)

修身書の候補のなかに愛国心に力点を置くのは『国のすがた』だけであり、幸い検定も不要なのだから、府知事と学務課長元田直の内諾を引き出せば採用は問題ない。先の示論もあるので可能性は大で、ゆえに「先の約束のやうに修身中に採用の事、御一書御促し置」くだされたいと、元田へ採用を促す手紙を出すよう依頼している。ここでの「修身書は検定も何も入不申」という文言は、一八八七年五月の視学官から道長官・府県知事への通牒に拠る。すなわち、小学校の修身・作文・体操および裁縫科に関し

ては教科書を選定しないようにしたい、ということであった。文部省はこれらの科目について検定の必要もないし、検定を願いつてきたら却下するとの方針を打ち出した。⁽²⁶⁾ 政府、そして現場での修身教育の方向性が定まらぬ様相がうかがわれる。

下田は、他府県へも影響力の小さくない東京府での採用が数年にわたり実現するなら、これは現状でたいへん有効な手段であると認識していたと言えるだろう。⁽²⁷⁾

三 『国のすがた』から『国文小学読本』へ

——東京府での教科書採用工作と挫折——

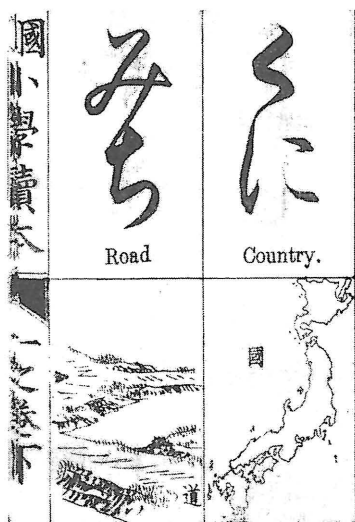
一 東京府での『国文小学読本』採用画策

この東京府へ食い込むという手段は、修身科における『国のすがた』にとどまらず、下田が著した『国文小学読本』のほうでも採られようとしていた。⁽²⁸⁾ 『国文小学読本』とは、第一巻を一八八六年三月に版權免許を得、翌年一〇月に完結する全八巻・九冊の初等教育向けの読書科用教科書である。この読本の刊行経緯を示す史料は、管見の限り同書第一巻冒頭の「例言」しかない。下田は華族女学校の開校当初、幼年科の読本教科書として、既存の教科書の採用を考えていた。だが数十種類を検討したものの「作文階梯の用に適ふものを見出」せなかったため、自ら授業のかたわら編纂に着手した。最終的には高崎と末松謙澄の校閲を得つつ、苦

心して完成させた、という。⁽²⁹⁾ 【写真三】

一八八七年七月二六日、下田は三島に、『国文小学読本』が愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫の各府県教員で賛成者を得ているらしいが、「先日來申上候様なこと」があつたので府県知事の賛成を得たい、せめて教科書会議でこういう本がある旨情報を書き流すよう働きかけてほしい、と要望した（三二八―三三〇）。下田は同書を刊行された巻から順次、府県の教員に読まれるよう、関係諸方に献本していたことがわかる。宮内次官吉井友実も、その一人であつた。

願ふ所ハ此愛国心を養生する事を暗々裡ニ行ハしむると国文を改良する事を公けニ主張するとの二つ二候所 過日ある友人へ大坂府下の小学を預



【写真3】『国文小学読本』一之巻下、
26丁表

る所の二の学者が参り右読本を大ニ賛成致し呉れ、可何卒同府下ニ採用致度候処、中々学務などニハ云々の事多くて微力の我々が真正直ニ主張したりとて打消るべ夫なりニなる故、何卒とて府知事公の賛成を得る道ハなきかと申居るよし：折角諸君もあれ程御尽力被下候事故、せめてハカゝる書のありとだニ知事の知られて会議ニ御かけ被下だけニハ致し度候：閣下よりかやうの書が出来たから御覽被成とだニも御申し被下候事かなひ申や^⑩

この読本は表看板として国文改良を掲げつつ、もう一つ、愛国心を養成するという隠れた裏の目的があると、下田は素直に表明している。そして大阪府下に賛成者ありというが、教科書会議が重要ゆえ、府知事へ同書を何とか紹介をと吉井に申し入れている。先の三島宛の書簡にあつたように、教員レベルではダメで、あくまで府県知事の力添えが必要という、下田の認識が再確認できる。何より、皇族・華族の娘たちというきわめて限定的な対象に向け編んだと宣言していた同書も、平民、男子へも全国的に普及させるつもりであつたことは明らかであろう。

こうした教科書採択をめぐって、明治三〇年代にはその莫大な利益と絡み出版元と地方官のあいだで贈収賄事件を発生させ、全国的な教科書疑獄へと発展してゆくことになるが、この一八八七（明治二〇）年の段階でも、教科書として継続して使用されるよう、著者・出版元は自薦文を書き添えて各府県へ図書を送っていた。八月七日、下田は三島へ、推薦文の執筆を依頼している（三二八

二二）。ただ、この頃三島は病気がちで、療養先の那須塩原に滞在していた。

その三島のもとに同月一二日、東京府での『国文小学読本』採用を働きかけてきた高崎から「難事到来」との報が届く（三七三―三七五）。学務課長元田は採用を承服しているはずなので、下田・物集の努力が水泡に帰さぬよう配慮願う、との依頼がなされたのである。さらに二日後高崎は、元田が府知事高崎五六と採用につき談判するらしいので、どうか府知事に奮発を促していただきたいと三島に要請した。このとき高崎五六は避暑のため塩原に滞在していたため、同地にいた三島へ直接の面会を依頼したのである（三七三―三七六）。

努力の甲斐はあつたのか。八月一四・一五日の両日、いよいよ東京府における小学校教科書審議会が行われた。会場は東京府尋常師範学校、メンバーは府学務課長元田直、同課員大束重善、師範学校教頭心得矢島某（錦蔵）、同校附属小学校教員加藤智光、常盤小学校校長水野浩、久松小学校校長伊藤政郎、本郷小学校長市川某であつた。^⑪

『国のすがた』と『国文小学読本』。両書が密接に関係していると明示している史料は、残念ながら見つからない。だがこれまで述べ来たった経緯、直接関わったアクター、教科書流通に向けた方策などを見れば、それは明らかであろう。下田にとって、愛国心の養成という目的が込められたこの『国文小学読本』の採否は、

『国のすがた』の意図が教育関係者に伝わり、教科書として流通させていけるかどうか、その問題に直結していたはずである。自分の教科書編纂・流布へ向けた努力の、重大な試金石であった。

二 不採用、一転採用

しかし結果は、工作も空しく不採用であった。

その理由は『朝野新聞』の報道によると、読書科の読本としての不体裁、具体的には文法書と修身書との混淆、かなに偏重している、というものであった。⁽³²⁾意図した文法教授と修身の初歩を二つながらに教えらるるコンセプトが、あだとなった形である。審議会の結果、二四日付の東京府布達で、教科書は「此の一学期は必ず従前のまま据え置くこと」との決定がなされている。⁽³³⁾

この報が下田のもとへ届く。二五日付書簡で下田は三島へ、教科書会議の結果不首尾につき報告している。とりわけ元田の変心に大いに憤り、「三島は下田に言われていやいやながら助力している」と元田が発言した、正義漢のようで行動は正反对だ、府知事の權威を笠に着て不採用を決定したのだ、などと猛烈な勢いで憤懣をぶちまけている（三一八―二八）。これは下田のみならず、同日付の物集の書簡でもうかがえる。物集は言う。『国文小学読本』は良書で賛成者もいたが、府では同じような書籍を編纂中とのこと、実に不可解である。その編纂が終わるまでは一切教科書採択を改めないとの由。甚だ遺憾ゆえ、府知事と打ち合わせて断然『国文

小学読本』を採用するよう希望する、と（二九八―六）。物集は、府独自の読本編纂が行われていると知り愕然としたのだが、この様子から、本書も下田独力ではなく物集の力に負うことが大きかったと推測されよう。

翌日下田は、一転して自分を責める内容の書簡を三島へ送っている（三一八―二九）。元田の不採用方針は昨年来新聞で報じられている私と「某氏」（伊藤を指す）との「醜聞」を信じたためで、学務課員のなかには、その事実か否かが判然とするまで採用しない、とまで言う者もいる。高崎正風の助力にもかかわらずこの結果は、己の不徳の致すところであり、元田を信じすぎた不明も責任がある。元田の態度は不可解だが、三島・高崎五六府知事・高崎正風の三者で意見が相違していると誤解し、強い方へついたのである、などと縷々推測を述べたのである。ただ、府は教科書据え置きとのことだが、変更もありうるとの希望を下田は捨ててはいなかった。

そして、本当にこの二日後の二八日、事態は急転する。元田が『国文小学読本』が他より優れていると初めて気づき、府知事へ一時仮採用を進言する由、物集に語った。このことが物集から高崎正風を経て下田へ伝えられたのである。下田は、元田は府知事の冗談交じりの高崎正風評を真に受けていたようで、ようやく誤解が解けたのだらうと推測している（三一八―三〇）。実情はつまびらかではないが、先の書簡を承けて、三島・高崎正風から再度東京

府へ採用を促す「圧力」がかかったのではないかと思われる。

ともかく、東京府は三〇日、「尋常小学校読本之義ハ左二記載スル書籍二仮定相成候⁽³⁾」との達しを出し、九月一日には『国文小学読本』の使用を促す通知を府内郡区長へ向けて行つたのである⁽³⁾。

三 再度暗転、そして『国のすがた』の行方

教科書会議の決定を直後に覆して「仮定」とした府の布達に対して、大手新聞および現場の小学校教員から猛反発が巻き起こつた。文部省の省令・訓令に従つて会議し、決まつたものをなぜ突然変更させるのか、八月二四日に据え置きを達したはずが三〇日に急に「下田本」と取り替えたのはなぜか、文部省は教科書変更の際は二ヶ月以上前に届け出よと定めているのにも抵触している、既に教科書を印刷していた出版社は莫大な損失を出し、教科書を買ふ立場の生徒・親にも不都合である、検定の日数も異常に短い、そもそも「仮定」という手続きは何なのか。このような批判が続出したのである⁽³⁾。いずれもまっとうな指摘である。一つだけ付け加えれば、確かに三月に訓令した前述の公私立小学校教科用図書採定方法によれば、「新定」「更定」の文言はあるが「仮定」というものについての規定は見当たらない。同訓令第七条は「審査委員ハ未タ文部大臣ノ検定ヲ經サル図書ト雖モ之ヲ採択スルコトヲ得⁽⁴⁾」と、文部省未検定でも委員はひとまず採択でき、その後採用決定の段になってから文部大臣に検定を依頼するという手順も可

とする条項がある。これを適用した際に「仮定」という状態になるのだろうかとも推測はできるものの、このケースに妥当たるかは不明である。

この批判をうけ、九月初頭、文部省は法令違反として府庁へ手続書を要求する。七日、府の区部常置員会においても「府下何れの新聞紙も此事を特書せざる者なき程」の状態を危惧した委員の一人が、学務課員に対して三つの疑義を投げかけた。第一に下田本には所々英語の挿入があるが、下田は英語を解する人なのか。第二に、府庁で誰がその英語の箇所をチェックしたのか。第三に、文部省の小学読本を下田本に変更するというなら、後者のどこが優れているのか、と。確かに『国文小学読本』では、かな文字の下に、英語のキャプションを付しており（写真三）を参照、尋常小学校の教科書としては破格のものであったが、いずれの質疑にも回答不能なはずはなかった。それに対して課員・書記官とも困却知事は塩原温泉に出かけているので待たれたいと回答するにとどまった。むろん、異例の政治的決定であつたためである。

八日、学務課員の大束重善が文部省へ出頭し事情を説明する。だがそれを不十分とした文部省は、一兩日中に改めて弁明書を提出せよと命じた⁽⁵⁾。一日、府学務課長元田や学務委員、教員ら教科書会議の面々は協議を続けたが、翌一二日、文部省は一旦採択した教科書は四年間変更せぬようにと道府県へ通達した。今回のコトの重大性を認識し、簡単に変更する事態のないよう、厳格な

判断をするよう暗に要請した。⁽⁴⁰⁾この四年間というのは、尋常小学校の修業年限四年制と対応しているだろう。

そして一四日、批判の矢面に立たされた府学務課は『国文小学読本』採用を一二日付達で取り消すに至る。⁽⁴¹⁾取り消しを報じた『朝野新聞』では同じ面に、同書の出版元である銀座一丁目の十一堂に「下田歌子の国文読本を買ハんとて其店頭に集合する者ハ、恰も一五八月の初五日に信仰者の水天宮の神前に蝟集するが如き有様」だったのが、職工を突如解雇して製本も中止し、「最早此書ハ不用なれば元値にて引取呉れよとて数百部を背負て戻しに来る本屋も多く…上を下への大騒動」へと転落したとも記す。

この急転直下の結果と相次ぐ批判報道に、下田もすっかり疲弊してしまふ。二九日、三島が一八八六年七月二四日以来兼任してきた臨時建築局副総裁を依願免官したと官報で知った下田は、「御病気の故か或ひは他の事か」と案じて三島へ書簡を出している。

私もお全快ならず候間、人々のすゝめ任せ明日の中にハベルツに診察頼ミ候積　　りニ御座候。尊王家の大臣職につかれ候事、実に国家の大幸に御座候。各県知事も出京のよし故何卒当府取消しの事ハ、全く私の不品行也、書物の悪きのに無之事丈、若しも御序も候ハ、御申入置被下候。其故ハ各地の新聞にハ右様の事ものせ候よし故、何卒御願ひ申上候
(二一八—二三)

自身も体調不良のためベルツの診察を受ける有り様だと報告しつつ、『国文小学読本』は自分のせいで不採用になったが、内容の

せいではないと各県知事たちへ申し入れてほしいと三島へ依頼している。それでも末尾に、「滋賀県にてハある有力者が非常に国文『小学読本』賛成にて此書をおいて外に無之と迄申大尽力致し居るが、「知事転位の噂」のため心配している、という情報も伝えている。これが三島に宛てた書簡で『国文小学読本』について述べた、下田の最後の文言である。互いが健康状態を悪化させるなか、「尊王家の大臣」就任は国家の慶事——井上馨の外相辞任と黒田清隆の農相就任を指すか——と言祝ぎつつ、自身の教科書への弱々しい未練を述べているかのようでもあった。『国文小学読本』の教科書採用は、おそらく他府県でも果たされなかったであろう。強い思い入れにも関わらず、書簡にその「朗報」は結局記されなかった。以後下田は気管支炎を悪化させ、翌一八八八年五月ごろまで静養に専念する。

この出来事は、二の矢として準備されていた『国のすがた』の教科書としての流通にも、おのずから影響を与えただろう。一八八七年八月八日には東京府令第四五号として、小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（一八八六年一〇月東京府令第三号）第六条の改正が発せられ、教員採用学力検定試験の読書科の試験対象書籍として、西村茂樹『小学修身訓』、内田嘉一『小学読本』など七冊のうちの一つに『国のすがた』が新たに加えられた。⁽⁴²⁾一八八九年一月の同条改正時にも『国のすがた』は対象書籍として残っており、無償を原則とした貧児就学対策の小学簡易科とい

う、ごく限定された範囲で使用されていた可能性はみてとれる。しかし、この簡易科も翌一八九〇年の小学校令改正によって廃止される。教科書としての命脈は絶たれたであろう。⁽⁴⁵⁾ 下田の書簡には、『国のすがた』の文言も以後消えてしまうのである。

ただし、一八八八年に入ってから、『国のすがた』に関する論評がいくつかの雑誌に掲載された。その発端は『東京経済雑誌』であった。同誌はこう指摘する。たしかに三島の愛国心が十分うかがえる著作だ。しかし自分は県令時代に民を抑圧して県庁・郡役所などの土木に勤しみ、自らの宮殿修築を後回しにしたくせに、民の寵の賑わいを喜んだ仁徳天皇の故事を引いて称賛するのはなぜだ、矛盾しているではないか、と。⁽⁴⁶⁾ これに『国民之友』が意見を述べ、三島のような「非常絶倫の豪傑」だから、自らは土木事業を推進しながら「天下に向けて土木の以て濫に起す可からざるを勧め、自ら民権論を鎮圧して民権論を説く」ような自家撞着が可能なのだ、「英雄は好んで人の意表に出」るものだから別に矛盾していない、と揶揄を重ねる。⁽⁴⁷⁾ 要するに、『国のすがた』の内容を大きく取り上げたものではなく、表紙・奥付のとおり警視総監三島の著作として認識し、彼への批判のダシにされていた。その小さな喧噪が過ぎた同年一〇月、三島はこの世を去る。

むすびに

以上が、教育勅語制定より少し前、一八八七年までの二年間ほどの下田の軌跡を、もっぱら書簡をもとに辿った『国のすがた』の始末記である。物集に書かせつつ三島の名前を用い、当初物集との約束になかった教科書としての流通をも狙う姿。伊藤に操縦されるだけでなく、その意図に逆らわぬように注意を払いつつしたたかに権威を利用した姿。意識的にか無意識にか、法令を逸脱する工作に手を染める姿。いずれもが、まだぼやけた部分を残しつつ、浮かび上がってきたように思われる。

最後に、この経緯の示すものを、少しく考えておきたい。まず、『国のすがた』の入門編、とも言える『国文小学読本』の、東京府での不採択へ至る一連の騒動は、その後教科書の検定制度を整備する一つのきっかけとなった。いったん採択したら安易に替えるな、という一八八七年九月一二日の文部省通達は、教科書採択、そして検定というものの重みを全国に告げることになる。そして、教科書はひとたび採用されればそれが四年間は広く売れることとなり、大きな利益を生むことになっていく。この構図が二〇世紀初頭に教科書疑獄事件として露呈されることになるわけだが、下田はそれを重々理解していた者の一人であった。そのような利益は目的ではない、というのが下田の自意識だったかもしれない。ただ、『国のすがた』の版權者が「四谷区尾張町の平尾錦蔵」⁽⁴⁸⁾、つ

まり下田の実弟であった事実は、営利との無関係を強調しにくくさせよう。内閣および文部省、府県知事、そして警視總監らの威光と人脈を頼りに、華族・政府要人の娘を教育するという立場も生かして、「ベストセラー」たらんと追求した点が際立つ。

下田がもう一つ理解していたのは、いわば「徳育不在」ともいふべき状況であった。一八八七年一月に出された加藤弘之の論考「徳育に就ての一案」を皮切りに、神道、仏教、儒教、キリスト教など、何を修身教育の基軸に据えるかという問題について、多くの論者が各自の主張を発表した徳育論争が起る。⁵⁰ 初の帝国議会開催の直前、一八九〇年一〇月に教育勅語が出されるのは周知のことだろうが、それも徳育論争と、地方官会議で以前から何度も話題にされてきた「今の徳育は不十分だ」と唱える意見の輻輳が、重要な背景をなしている。ちなみに山崎明子は、皇后美子の活動に関する明治期の新聞報道の年代分布を検討し、皇后の役割を教育・看護・蚕糸業とみた若桑みどりの見解にもよりつつ、一八八一年までの蚕糸業、一八八七年までの教育、そして一八八七年以降の看護、という時期区分を試みている。⁵¹ 皇后の「分身」たる下田、その活動と重ね合わせたとき、一八八七年という区切りは興味深く思われる。この年から徳育をめぐる広い議論が集中的になされ、徳育の論争性と、それゆえの正当性維持の困難があらわになっていく。皇后が教育に関して後景に退くのに代わって、井上毅による天皇の超然性に意を配った教育勅語が登場し

てくる。下田の動きは、皇后および皇室の動向を映す鏡でもある。

最後に下田の個人史に即して言えば、この顛末は、彼女の修身教育への意欲を大きく変質させる出来事となった。少なくとも、後年からみるとそのように評価できる。すなわち、下田はこの一八八七年の出来事以後、もっぱら女子教育、女性を対象にした良妻賢母思想の鼓吹に情熱を傾けることになる。明治期に限っても、帝国婦人協会初代会長（一八九八年）、実践女学校開校（一八九九年）、愛国婦人会設立（一九〇一年）といった組織・学校の創設や、『新選家政学』（一九〇〇年）、『女子の修養』（一九〇六年）、『家庭の栞婦人文庫』（一九一〇年）ほか膨大な数の著述、講演を行っているが、男子の児童・学生を対象に含んだ著述はほとんどみられなくなる。

一九〇七年、『小樽日報』記者時代の石川啄木は「淡紅色のリボン」を叔母さんに貰って鼠泣する十三の娘小供でさへ下田歌子の名を知らぬはなし。華胄の間に権を張りて所謂お姫様の教育を掌中に握る事二十三年の長きに及び⁵²と論評した。これは啄木独自の見方でも何でもなく、長らく華族女学校の校長を務めた彼女へのごく一般的な定評であった。同時期に、政府要人との艶聞・ゴシップ記事が、改めて新聞紙上を賑わすようになる。⁵³ 啄木も下田を肯定的に見ていたわけではなく、「女史の怪腕は到底可と時代に生れたる一個の怪物なり」「誤れる思想」の権化なり」と批判する。もともと、この論説の末尾で「曰く「一生に何事をもなさぬ女が一番豪い女なり」。女は矢張女らしきが好ぞかし」と表明し

たように^②、当時の啄木の女性観が、下田評を通じて逆に露わになるのだが。

自身の望む修身教科書・小学読本の流通を企図するも、伝記にも触れられない苦い経験を味わうことになった。そうした政治的頓挫を経てはじめて、近代日本における良妻賢母思想——まさに啄木にも刷り込まれた——の大立て者としての姿もまた、下田歌子は確かに見せていくことになるのである。

註

- (1) 下田の伝記には、西尾豊作『下田歌子伝』（咬葉塾、一九三六年）、故下田校長先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』（同編纂所、一九四三年）などがある。最近では下田の手芸論を検討した山崎明子『近代日本の「手芸」とジェンダー』（世織書房、二〇〇五年）、明治天皇の皇后美子の「分身」として活躍した人物として下田を捉える小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）などがある。また、前田愛『下田歌子』（樋口一葉の世界』平凡社、一九七八年、五二―七二頁。初出は『思想の科学』一九七五年九月号）は、一八八〇年代の伊藤博文にとっての下田の「政治的効用」について言及する。伊藤は一八八四年、宮内卿を兼務して宮内掌握に乗り出し、その一環として学習院女子部を独立させ華族女学校を発足させる。これに際して、「後宮のヨーロッパ風に改革することへの危惧」を示す天皇や元田永孚に対し、皇后にも寵愛され古典的教養を備える下田の学監採用によって「警戒心をやわらげる」ことができた、と前田は指摘する。

- (2) 上沼八郎「国のすがた」につき下田歌子書簡「解題」（『日本近代思想大系 六 教育の体系』岩波書店、一九八八年）、二二三頁。

- (3) 『朝日新聞』一八八七年八月一〇日付に掲載された広告では、定価一三銭・郵送料六銭となっている。

- (4) 教科書会社が検定中の教科書を教員や教育委員に見せて意見を聞き、一部に謝礼を渡していたという問題が二〇一五年一〇月に明るみに出、文部科学省の調査結果が二〇一六年三月三一日に公表されたことは、翌四月一日の各新聞も伝えたところである。他方で、二〇一五年夏に大阪府教育委員会が育鵬社版の歴史・公民の教科書を探採するに際して、参考とされた住民アンケートに組織的動員がなされたという件も、すでに報道されている（『朝日新聞』二〇一六年二月二四日付朝刊など）。これらの件は、公平性の担保や、教育現場の現実的要請を踏まえた教科書作りという諸問題と同時に、採択をめぐるさまざまな慣例、そして工作・「政治」が存在していることを、改めて浮かび上がらせた。のみならず、両件は無関係ではないし、一過性の問題でもないように思われる。教科書採択をめぐる長期的な歴史過程の検討とともに、教科書が現場でどう使われているのか、学校教育における教科書の意味（あるいは無意味）とは何なのか、政治権力との関わりから改めて考える必要性のみ、記しておきたい。

- (5) 一八八五年一月、下田が『和文教科書』（宮内省蔵版）全三巻を編纂した際、谷干城から序文を寄せられている。しかし谷は当時学習院長兼華族女学校長であり、下田の上役であったために過ぎず、同列には論じ得ないだろう。
- (6) 梶山雅史『近代日本教科書史研究』ミネルヴァ書房、一九八八年、二六―

二七頁。『国のすがた』を「修身教科書として全国に売込みを図ろうとしていた」こと、下田が政府要人らと「懇意であった」と述べてはいるが、その過程について論及していない。ただし梶山は、第一章注四〇で上沼八郎による口頭発表「教科書検定制度実施前後の状況」『国の姿』（明治二〇年）などの刊行をめぐって「『日本教育学会第四一回大会発表要旨収録』八頁一九八二年」を挙げている。本稿注2とこの口頭発表で十分詳細に論じられた、と判断していたのかもしれない。

- (7) 掛本勲夫「森文政期の教科書政策」『皇学館大学紀要』二九、一九九〇年。
- (8) 山口典子「下田歌子伝拾遺（四）——教科書刊行をめぐって——」（『りんどう』五、実践国文学会、一九八〇年）、一四—一六頁。

- (9) 前掲『教育の体系』二二三—二三五頁。

- (10) 伊藤の宮中掌握については、坂本一登「伊藤博文と明治国家形成——「宮中」の制度化と立憲制の導入——」（吉川弘文館、一九九一年）。

- (11) 小田部雄次は明治五年の「二月、差し出した歌が昭憲皇太后の心をひき、歌子の名を賜った」とする（小田部前掲書、一〇九頁）。ただ、明治五年は二月が二日しかない。また前掲『下田歌子先生伝』ではこのエピソードを「強ち訛伝と称すべき謂れはあるまい」（二二四頁）と述べ、小林修は明治五年一〇月以降一二月上旬以前と推定するにとどまり（『下田歌子の宮中出仕と「歌子」名下賜前後の考察』『明治聖徳記念学会紀要』復刊五〇、二〇一三年）、正確に特定するのは難しいようである。

- (12) 長谷部仲彦は初代岐阜県令長谷部恕連の次男で、明治五年正月に開拓使留学生としてフランスへ派遣された経験があり（『太政類典』第二編・明治四

年）明治十年・第百二十二巻、「市来宗助外二十一名米魯仏三国へ留学」、のちに化粧品製造で知られるようになる。下田とは親同士の関係、または岐阜に縁のあるところから知り合ったと思われる。

- (13) 山口前掲論文、一四頁。

- (14) 『伊藤博文関係文書』第五巻、二七九—二八〇頁。

- (15) 物集の文法学に関しては、山東功『明治前期日本文典の研究』和泉書院二〇〇二年、参照。

- (16) 下田の津田梅子に対する書簡上の評価も、まだ検討の余地がある。おそらくは伊藤による教員人事の目玉として入ってきたという津田の雇用経緯を踏まえてのことだろうが、下田も後にヨーロッパへ留学しており、西洋的教育を持ち込む人間に対して否定的であったかどうかは一考すべきだろう。

- (17) 「文部省編輯局事業要項」では、編輯局の事業の第一として「完善ノ教科書ヲ編輯シテ小学校及師範学校ニ供給スル事」を挙げており、よりその具体的は作業を定めた「教科書編纂例規」では「凡ソ教科書ハ私著ノ中ニ就キ最良ノモノヲ選ビ、文部省ニ於テ之ヲ修正シ、其果シテ公立学校ノ用ニ適スト文部大臣ノ認ムル分アルトキハ之ニ限リ其原稿ヲ買上ルモノトス、但其著者ハ：本省官吏ヲ除キ誰ニテモ妨ケナシ」とする。この作業を経た原稿の「優劣ヲ比較スルノ責任」にあたる者として、編輯局長・学務局長・高等師範学校教員一名に加え、文相が指定した参事官一名を宛てている（『樞陰文庫』B—二九八四、国学院大学図書館所蔵）。この書類の冒頭には朱筆で「森子」とあり、また一八八六年四月の小学校令で新たに定められた小学簡易科について述べられているので、物集の在任中のものであろう。

(18) 掛本前掲論文、三六～三九頁。

(19) 『森有礼全集』第一卷(宣文堂書店、一九七二年)、三七四～三七五頁。同

書は「物集」を「伊集」と数が所にわたり誤って翻刻しており、ここでは「伊」を「物」と改めたことを断っておく。なお、掛本前掲論文でもその誤りは指摘されているが、『新修森有礼全集』第一卷(文泉堂書店、一九九七年)においても誤ったまま正されていない。

(20) 「図書検定取扱沿革略」(前掲「梧陰文庫」B―二九七六)。

(21) 『山県有朋関係文書』第二卷、二二六～二二八頁。

(22) 因みに、物集はこのとき元老院議員であった西周と偶然会い、欧米の「無精神教育」の弊害を話し合い、それが大問題であるとの認識を共有・確認し合っている(一九八―三)。

(23) 同訓令では、北海道長官・府県知事が公私立小学校の教科用図書を「新定」「更定」つまり新規採択・更新するときはその都度「小学校教科用図書審査委員」を設けること、その委員は尋常師範学校長・同教頭・同附属小学校上席訓導、道府県学務課員一名、小学校教員三名、「該地方経済上ノ情况ニ通スル者」二名に加え、「一種類ノ図書」ごとに記載事項に通曉する者一名も便宜により参与できると定め、最大計一〇人で、道府県小学校の教科書採択を行うことにした。科目ごとに一冊だけでなく複数の採択も、また未検定のものも可能としている(『明治二十年 文部省指令全書』二四―二七頁)。

(24) なお、国会図書館本では扉の次は松方の序文、自序と続くが、同志社大学本では扉の次に伊藤の題字「惠臨敬奉」、ついで山県の序文(明治二〇年一月付)が松方の序文との間に挿入されている。さらに、筑波大学図書館宮

本文庫所蔵本(請求記号:ロ五八〇―宮七二三)には、松方の序文の後に「国のすかたといふ書をみて」と題した歌(「たれもこの ふみのこゝろをこゝろにて つくせやつくせ わかくにのため」)が挿入されている。作者は「光尊」すなわち西本願寺(真宗本願寺派)法主・大谷光尊である。

(25) 「我邦ノ如キハ古来尊王愛国ノ志操ヲ以テ国家ノ元氣ヲ維持シ、諺ニ云ヘル大和魂ナルモノハ我邦固有ノ美德」と説き、「将来本邦ノ教育ヲ改良セシニハ、尊王愛国ノ志操ヲ基トシテ、慷慨激烈ノ極ニ驚セズ、柔弱怯懦ノ末ニ流レズ、又學術技芸ハ務メテ欧米ノ長ヲ取り、中庸ノ發達ヲ得」よと演説した(『郵便報知新聞』一八八七年五月二四日付)。また八月二三日にも府下の郡区役所・戸長役場へ向けて「學術ノ修業ト共ニ務メテ品行志操ノ訓練ニ注意」せよと達している(『東京都編』『東京市史稿 市街篇七』一九八一年、二一九―二二〇頁)。これに対して徳富蘇峰の『国民之友』は、「尊王愛国」の四文字は美しいけれど人身の腐敗を救うことは出来まい、と冷ややかに論評している(『東京府知事の説論』『国民之友』第五号、一八八七年六月二五日付)。

(26) 前掲「図書検定取扱沿革略」。

(27) ただ、この書簡からは、下田が教科書検定関連の法制に対する正確な理解を有していたか、疑われる箇所もある。書簡中には「今年撰定致し候へば先づ五ヶ年位ひはすゑ置の事よし、しばし聞て受給はり候」という文言がある。たしかに、先述した一八八六年五月の教科用図書検定条例には「検定ヲ經タル図書ヲ教科用図書トシテ用ヒ得ヘキ年限ハ免許証下付ノ日付ヨリ起算シテ五箇年トス」と定められており(第三条)、一度採用されると

最長で約五年の継続が見込めた。しかし、一年後の一八八七年五月には同条例は廃止、改めて教科用図書検定規則（文部省令第二号）が公布される。その主な変更点は、教科書としての継続使用は免許下付から五年間に限るといふのを、特に有効年限なしとすると改める点にあった。この段階では後者の規則があり、「五箇年」の根拠は失われているように思われる。

(28) 以下の『国文小学読本』をめぐる経緯については、山下雅子「下田歌子編『国文小学読本』の研究―明治国語教育史の一断面―」（『実践国文学』二五、一九八四年）においてもすでに新聞を史料として論じられている。本稿では新聞以外の公文書も追ったが、大筋は異ならない。

(29) 『国文小学読本』第一巻上、十一堂、一八八六年、「例言」。

(30) 一八八七年七月二七日付吉井宛下田書簡、「吉井友実関係文書」九七一五（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

(31) 『朝野新聞』一八八七年九月七日付。

(32) 同前、一八八七年九月八日付。『朝日新聞』でも「かなのくわいあん」とでも為にハ至極適當の書なれども、今日開進の氣運に向ひたる日本国未來の國民を養成する小学校の読本には最も不適當なり」と真つ先に會議の場で排撃された旨報じている（『教科書変更の事』一八八七年九月一〇日付）。

(33) 『東京日日新聞』一八八七年九月一日付。

(34) 「小学校教科書之義ニ付通達按」（明治二十年 普通第一種 本庁命令録 学務課「東京府公文書館所蔵」）。引用中傍線は筆者による。

(35) 「尋常小学科読本配当之儀ニ付通達按」（明治二十年 普通第二種 往復録 学務課 三冊ノ内一）同館所蔵。「読書」科の第一学年で『国文小学読本』

一卷上下および二巻、二年で三・四巻、三年で五・六巻、四年で七・八巻を配当している。

(36) 『朝野新聞』一八八七年九月一〇日付、『東京日日新聞』一八八七年九月一日付、『朝日新聞』一八八七年九月一〇日付をはじめ、各紙で連日多数報道がなされ、社説でも取り上げられている。

(37) 前掲『明治二十年 文部省命令全書』二六頁。

(38) 『毎日新聞』一八八七年九月八日付。

(39) 『朝野新聞』一八八七年九月一〇日付。

(40) 『明治二十年 文部省命令全書』三二一―三三頁。

(41) 『普通第一種 法律命令録 庶務課 明治十九年ヨリ』東京府公文書館所蔵。

(42) 「栄枯地を替ふ」『朝野新聞』一八八七年九月一六日付。十一堂で二三日前に書生風の男たちが一冊購入して手に取るや店先で寸断して、下駄で踏み散らしたという記事も並んで載っている（「下田読本を引破る」との見出し）。取り消し決定は、問題それ自体の表面的な推移に比して、よほど記者たち（あるいは市井の人々）の溜飲を下げる出来事だったように映る。

(43) 『官報』二二三三号、一八八七年八月八日付、二頁。

(44) 『東京朝日新聞』一八八九年一月一九日付。

(45) なお、『国文小学読本』の東京府採択が期待された一八八七年八月中旬には、十一堂が出した新聞広告に『国のすがた』が「日本国のすがた、即ち、日本人の氣象と習慣とを説かれたる、珍書でありまして、文武大小の官吏、及び学校の教員生徒は固より、神官僧侶農工商に至るまで」座右に置くべき一書だと触れ込んでいる（『朝日新聞』一八八七年八月一〇日付）。

これに対して二か月後、同じ新聞が「国のすがたとて夫の忠君愛国を記述せしものを此程……十一堂より発兌せり」と今更ながら報じている（同前、一八八七年一〇月一九日付）。わずか三行の素つ気ない記事である。

- (46) 『三島通庸君著国のすがたを読む』『東京経済雑誌』四〇二号、一八八八年一月六九〜七二頁。

- (47) 「三島警視總監」『国民之友』二巻一五号、一八八八年二月三日付、八一頁。『東京経済雑誌』はこれに反論するような記事を載せ（余輩は三島通庸君に質せり三島警視總監に質せしにあらず」四〇五号、同年二月一日、一六八〜一七〇頁）、さらに『毎日新聞』の寄せた意見に対して言及した「三島通庸君著国の姿」（四〇六号、同二月一日、二二四頁）、『東京輿論新誌』の批評への反論（「三島通庸君及び輿論記者」四〇七号、同二月二五日、二三五〜二三六頁）、『国民之友』の再反論へも応じるなど（「民友記者の警視總監」同号、二三六〜三七頁）も掲載している。

- (48) 「国のすがた」『教育報知』六八号、一八八七年五月、六〇頁。「専ら我国体の基因する所を明にせられたる三島警視總監の新著にて、第二段君のめぐみは天祖の恵み歴朝の仁慈を始めとして凡そ五章、第三段には邦人の祖先朝敵必滅の諺等を始め凡そ十章を論述せられたり」という紹介記事。

- (49) 『大日本教育会雑誌』六八号、一八八七年一月。

- (50) 徳育論争については、ひとまず拙稿「教育・教化政策と宗教」（『岩波講座日本歴史一六 近現代一』岩波書店、二〇一四年）二八九〜二九一頁を参照。
(51) 地方官会議における徳育への不満噴出については、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、八三〜八四頁。

- (52) 若桑みどり『皇後の肖像』筑摩書房、二〇〇一年。

- (53) 山崎前掲書、一四〇頁。

- (54) 現在の実践女子大学の前身。なお、同校は一九〇五（明治三八）年に清国留学生部を設け、孫文らと交流し帰国後革命運動をリードする存在となる秋瑾（一八七五—一九〇七）も短期間ながら受け入れている。秋瑾の実践女学校入学に際しては、下田と懇意であった京師大学堂の日本人教習・服部宇之吉とその夫人鑿子の勧めがあつたとされる。服部は中国における良妻賢母思想の伝播にも少なからず役割を果たしたという（陳延湊『東アジアの良妻賢母論』勁草書房、二〇〇六年、第三章）。

- (55) 「下田歌子辞職の真相」乃木将軍が眼上の瘤（『小樽日報』一九〇七年一月二九日付、『石川啄木全集』八巻、筑摩書房、一九七九年、四四四頁）。

- (56) とくに、『平民新聞』に「妖婦下田歌子」の長期連載が四一回にわたって掲載され、未完に終わっている（一九〇七年二月三日〜四月三日）。

- (57) 『小樽日報』一九〇七年一月三〇日付、前掲『石川啄木全集』八巻、四四五〜四四六頁。